

国立大学法人東京医科歯科大学コンプライアンス規則

（令和４年３月１８日）
規則第３２号

（趣旨）

第１条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）におけるコンプライアンスに係る体制の確立及び推進を図るために必要な事項を定め、もって公平・公正な職務の遂行及び本学に対する社会的信頼の維持に資することを目的とする。

（定義）

第２条 本学におけるコンプライアンスとは、役員及び教職員（派遣契約その他の契約に基づき、本学の業務に従事する者を含む。以下「役職員等」という。）、学生が法律、規則等に基づいて職務を遂行することを基本に、公平・公正に職務を遂行し、地域社会においても高い倫理観に基づき良識ある行動をとることをいう。

（他の規則等との関係）

第３条 この規則の定めにかかわらず、他の規則等においてコンプライアンスの推進について別段の定めがあるときは、当該規則等の定めるところによる。

（学長の責務）

第４条 学長は、本学におけるコンプライアンスに関して総括する。

２ 学長は、コンプライアンスの推進を図るための学内体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

（役職員等の責務）

第５条 役職員等は、本学におけるコンプライアンスの重要性を深く認識し、常に教育研究の発展に寄与するため公平かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

（学生の遵守事項）

第６条 本学の学生（大学院学生、学部学生、科目等履修生、研究生等を指す。）は本学の基本理念のもと、行動規範の趣旨を踏まえて、所属する部局の推進責任者等の指導・監督のもとに規則等を遵守しなければならない。

（公益通報）

第７条 役職員等は、法令違反行為等を知り得たときは、国立大学法人東京医科歯科大学における公益通報の処理等に関する規則の定めるところにより通報を行うものとする。

また、通報を受けた場合の取扱いについても、同規則に基づき処理する。

２ 通報は、虚偽、他人の誹謗中傷及びその他不正目的でこれを行ってはならない。

３ 第１項の規定は、その他違法行為等に関する通報について定めた他の規則等の規定の適用を妨げるものではない。

（雑則）

第８条 この規則に定めるもののほか、コンプライアンスの推進を図るために必要な事項

は別に定める。

附 則

この規則は令和4年4月1日から施行する。